

改 正 案	現 行																																																																
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 削りぶし（業務用加工食品（加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第2条に規定する業務用加工食品をいう。以下同じ。）以外の加工食品であって、容器に入れ、又は包装されたものに限る。）及びかつお削りぶしとなる業務用加工食品の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削りぶし</td> <td>次に掲げるものをいう。 1 かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたん白質を凝固させた後冷却し、水分が26%以下になるようにくん乾したもの（以下「ふし」という。）又はふし（かつおにあっては、表面を削ったもの）に2番かび以上のかび付けをしたもの（以下「かれぶし」という。）を薄片状、厚片状又は糸状に削ったもの 2 いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後乾燥したものの（以下「煮干し」という。）又はこれらの魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したものの（以下「圧搾煮干し」という。）を薄片状又は厚片状に削ったもの 3 1及び2を混合したもの</td> </tr> <tr> <td>かつお削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、かつおのふしを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>かつおぶし削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、かつおのかれぶしを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>さば削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、さばのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>さばぶし削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、さばのかれぶしを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>まぐろ削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、まぐろのかれぶしを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>まぐろぶし削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、まぐろのかれぶしを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>いわし削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、いわしのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>あじ削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、あじのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>混合削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、2種以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを削って混合したものをいう。</td> </tr> <tr> <td>粉末削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、日本工業規格Z8801(1994)に規定する試験用ふるいの2mmのふるい目を通過するものが25%以上のものをいう。</td> </tr> <tr> <td>薄削り</td> <td>削りぶしを平らな削り刃で厚さ0.2mm以下の片状に削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>厚削り</td> <td>削りぶしを平らな削り刃で厚さ0.2mmを超える片状に削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>糸削り</td> <td>削りぶしを一定の間隔に溝をつけた削り刃で糸状又はひも状に削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>砕片</td> <td>薄削りを破砕したものをいう。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	削りぶし	次に掲げるものをいう。 1 かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたん白質を凝固させた後冷却し、水分が26%以下になるようにくん乾したもの（以下「ふし」という。）又はふし（かつおにあっては、表面を削ったもの）に2番かび以上のかび付けをしたもの（以下「かれぶし」という。）を薄片状、厚片状又は糸状に削ったもの 2 いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後乾燥したものの（以下「煮干し」という。）又はこれらの魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したものの（以下「圧搾煮干し」という。）を薄片状又は厚片状に削ったもの 3 1及び2を混合したもの	かつお削りぶし	削りぶしのうち、かつおのふしを削ったものをいう。	かつおぶし削りぶし	削りぶしのうち、かつおのかれぶしを削ったものをいう。	さば削りぶし	削りぶしのうち、さばのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。	さばぶし削りぶし	削りぶしのうち、さばのかれぶしを削ったものをいう。	まぐろ削りぶし	削りぶしのうち、まぐろのかれぶしを削ったものをいう。	まぐろぶし削りぶし	削りぶしのうち、まぐろのかれぶしを削ったものをいう。	いわし削りぶし	削りぶしのうち、いわしのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。	あじ削りぶし	削りぶしのうち、あじのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。	混合削りぶし	削りぶしのうち、2種以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを削って混合したものをいう。	粉末削りぶし	削りぶしのうち、日本工業規格Z8801(1994)に規定する試験用ふるいの2mmのふるい目を通過するものが25%以上のものをいう。	薄削り	削りぶしを平らな削り刃で厚さ0.2mm以下の片状に削ったものをいう。	厚削り	削りぶしを平らな削り刃で厚さ0.2mmを超える片状に削ったものをいう。	糸削り	削りぶしを一定の間隔に溝をつけた削り刃で糸状又はひも状に削ったものをいう。	砕片	薄削りを破砕したものをいう。	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 削りぶし（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削りぶし</td> <td>次に掲げるものをいう。 1 かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたん白質を凝固させた後冷却し、水分が26%以下になるようにくん乾したもの（以下「ふし」という。）又はふし（かつおにあっては、表面を削ったもの）に2番かび以上のかび付けをしたもの（以下「かれぶし」という。）を薄片状、厚片状又は糸状に削ったもの 2 いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後乾燥したものの（以下「煮干し」という。）又はこれらの魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したものの（以下「圧搾煮干し」という。）を薄片状又は厚片状に削ったもの 3 1及び2を混合したもの</td> </tr> <tr> <td>かつお削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、かつおのふしを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>かつおぶし削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、かつおのかれぶしを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>さば削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、さばのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>さばぶし削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、さばのかれぶしを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>まぐろ削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、まぐろのかれぶしを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>まぐろぶし削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、まぐろのかれぶしを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>いわし削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、いわしのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>あじ削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、あじのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>混合削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、2種以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを削って混合したものをいう。</td> </tr> <tr> <td>粉末削りぶし</td> <td>削りぶしのうち、日本工業規格Z8801(1994)に規定する試験用ふるいの2mmのふるい目を通過するものが25%以上のものをいう。</td> </tr> <tr> <td>薄削り</td> <td>削りぶしを平らな削り刃で厚さ0.2mm以下の片状に削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>厚削り</td> <td>削りぶしを平らな削り刃で厚さ0.2mmを超える片状に削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>糸削り</td> <td>削りぶしを一定の間隔に溝をつけた削り刃で糸状又はひも状に削ったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>砕片</td> <td>薄削りを破砕したものをいう。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	削りぶし	次に掲げるものをいう。 1 かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたん白質を凝固させた後冷却し、水分が26%以下になるようにくん乾したもの（以下「ふし」という。）又はふし（かつおにあっては、表面を削ったもの）に2番かび以上のかび付けをしたもの（以下「かれぶし」という。）を薄片状、厚片状又は糸状に削ったもの 2 いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後乾燥したものの（以下「煮干し」という。）又はこれらの魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したものの（以下「圧搾煮干し」という。）を薄片状又は厚片状に削ったもの 3 1及び2を混合したもの	かつお削りぶし	削りぶしのうち、かつおのふしを削ったものをいう。	かつおぶし削りぶし	削りぶしのうち、かつおのかれぶしを削ったものをいう。	さば削りぶし	削りぶしのうち、さばのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。	さばぶし削りぶし	削りぶしのうち、さばのかれぶしを削ったものをいう。	まぐろ削りぶし	削りぶしのうち、まぐろのかれぶしを削ったものをいう。	まぐろぶし削りぶし	削りぶしのうち、まぐろのかれぶしを削ったものをいう。	いわし削りぶし	削りぶしのうち、いわしのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。	あじ削りぶし	削りぶしのうち、あじのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。	混合削りぶし	削りぶしのうち、2種以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを削って混合したものをいう。	粉末削りぶし	削りぶしのうち、日本工業規格Z8801(1994)に規定する試験用ふるいの2mmのふるい目を通過するものが25%以上のものをいう。	薄削り	削りぶしを平らな削り刃で厚さ0.2mm以下の片状に削ったものをいう。	厚削り	削りぶしを平らな削り刃で厚さ0.2mmを超える片状に削ったものをいう。	糸削り	削りぶしを一定の間隔に溝をつけた削り刃で糸状又はひも状に削ったものをいう。	砕片	薄削りを破砕したものをいう。
用 語	定 義																																																																
削りぶし	次に掲げるものをいう。 1 かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたん白質を凝固させた後冷却し、水分が26%以下になるようにくん乾したもの（以下「ふし」という。）又はふし（かつおにあっては、表面を削ったもの）に2番かび以上のかび付けをしたもの（以下「かれぶし」という。）を薄片状、厚片状又は糸状に削ったもの 2 いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後乾燥したものの（以下「煮干し」という。）又はこれらの魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したものの（以下「圧搾煮干し」という。）を薄片状又は厚片状に削ったもの 3 1及び2を混合したもの																																																																
かつお削りぶし	削りぶしのうち、かつおのふしを削ったものをいう。																																																																
かつおぶし削りぶし	削りぶしのうち、かつおのかれぶしを削ったものをいう。																																																																
さば削りぶし	削りぶしのうち、さばのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。																																																																
さばぶし削りぶし	削りぶしのうち、さばのかれぶしを削ったものをいう。																																																																
まぐろ削りぶし	削りぶしのうち、まぐろのかれぶしを削ったものをいう。																																																																
まぐろぶし削りぶし	削りぶしのうち、まぐろのかれぶしを削ったものをいう。																																																																
いわし削りぶし	削りぶしのうち、いわしのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。																																																																
あじ削りぶし	削りぶしのうち、あじのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。																																																																
混合削りぶし	削りぶしのうち、2種以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを削って混合したものをいう。																																																																
粉末削りぶし	削りぶしのうち、日本工業規格Z8801(1994)に規定する試験用ふるいの2mmのふるい目を通過するものが25%以上のものをいう。																																																																
薄削り	削りぶしを平らな削り刃で厚さ0.2mm以下の片状に削ったものをいう。																																																																
厚削り	削りぶしを平らな削り刃で厚さ0.2mmを超える片状に削ったものをいう。																																																																
糸削り	削りぶしを一定の間隔に溝をつけた削り刃で糸状又はひも状に削ったものをいう。																																																																
砕片	薄削りを破砕したものをいう。																																																																
用 語	定 義																																																																
削りぶし	次に掲げるものをいう。 1 かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたん白質を凝固させた後冷却し、水分が26%以下になるようにくん乾したもの（以下「ふし」という。）又はふし（かつおにあっては、表面を削ったもの）に2番かび以上のかび付けをしたもの（以下「かれぶし」という。）を薄片状、厚片状又は糸状に削ったもの 2 いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後乾燥したものの（以下「煮干し」という。）又はこれらの魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したものの（以下「圧搾煮干し」という。）を薄片状又は厚片状に削ったもの 3 1及び2を混合したもの																																																																
かつお削りぶし	削りぶしのうち、かつおのふしを削ったものをいう。																																																																
かつおぶし削りぶし	削りぶしのうち、かつおのかれぶしを削ったものをいう。																																																																
さば削りぶし	削りぶしのうち、さばのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。																																																																
さばぶし削りぶし	削りぶしのうち、さばのかれぶしを削ったものをいう。																																																																
まぐろ削りぶし	削りぶしのうち、まぐろのかれぶしを削ったものをいう。																																																																
まぐろぶし削りぶし	削りぶしのうち、まぐろのかれぶしを削ったものをいう。																																																																
いわし削りぶし	削りぶしのうち、いわしのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。																																																																
あじ削りぶし	削りぶしのうち、あじのふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものをいう。																																																																
混合削りぶし	削りぶしのうち、2種以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを削って混合したものをいう。																																																																
粉末削りぶし	削りぶしのうち、日本工業規格Z8801(1994)に規定する試験用ふるいの2mmのふるい目を通過するものが25%以上のものをいう。																																																																
薄削り	削りぶしを平らな削り刃で厚さ0.2mm以下の片状に削ったものをいう。																																																																
厚削り	削りぶしを平らな削り刃で厚さ0.2mmを超える片状に削ったものをいう。																																																																
糸削り	削りぶしを一定の間隔に溝をつけた削り刃で糸状又はひも状に削ったものをいう。																																																																
砕片	薄削りを破砕したものをいう。																																																																

(義務表示事項)

第3条 削りぶしであって、気密性のある容器に入れ、かつ、不活性ガスを充てんしたものの(以下「バック品」という。)にあっては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第2項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)がその容器又は包装に表示すべき事項は、同項及び同条第7項に規定するもののほか、密封の方法とする。

2 削りぶしであって、圧搾煮干しを10%以上配合したものにあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第2項及び第7項並びに前項に規定するもののほか、圧搾煮干し配合率とする。

3 製造業者等が、かつお削りぶしとなる業務用加工食品の容器若しくは包装、送り状、納品書等(製品に添付されるものに限る。以下同じ。)又は規格書等(製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。)に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条の2第2項の規定による第3条第2項及び同基準第3条の2第5項において準用する第3条第7項に規定するもののほか、かつおのふしの原産地とする。

(表示の方法)

第4条 削りぶしについては、名称、原材料名、密封の方法、圧搾煮干し配合率及び内容量の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第2項第1号及び同基準第4条の2第2項の規定による第4条第2項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア かつお削りぶしにあっては「かつお削りぶし」と、かつおぶし削りぶしにあっては「かつおぶし削りぶし」と、さば削りぶしにあっては「さば削りぶし」と、さばぶし削りぶしにあっては「さばぶし削りぶし」と、まぐろ削りぶしにあっては「まぐろ削りぶし」と、まぐろぶし削りぶしにあっては「まぐろぶし削りぶし」と、いわし削りぶしにあっては「いわし削りぶし」と、あじ削りぶしにあっては「あじ削りぶし」と、混合削りぶしにあっては「混合削りぶし」と、粉末削りぶしにあっては「粉末削りぶし」と記載すること。ただし、「かつお削りぶし」は「花かつお」と、「粉末削りぶし」は「だし用削りぶし」又は「ふりかけ用削りぶし」と記載することができる。

イ アに規定する削りぶし以外のものにあっては、次に定めるところにより記載すること。

(ア) かつお、さば又はまぐろの一魚種のふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものとかれぶしを削ったものを混合したものにあっては、当該魚種名を冠して「かつお削りぶし」等と記載すること。

(イ) かつお、さば及びまぐろ以外の魚類の一魚種のかれぶしを使用したものにあっては、当該魚種名を冠して「いわしぶし削りぶし」等と記載すること。

(ウ) かつお、さば及びまぐろ以外の魚類の一魚種のふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものとかれぶしを削ったものとを混合したものと並びにかつお、さば、まぐろ、いわし及びあじ以外のふし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあっては、当該魚種名を冠して「さんま削りぶし」等と記載すること。

ウ 粉末削りぶし以外の削りぶしにあっては、アに規定する表示の文字の次に、括弧を付して、「薄削り」、「厚削り」、「糸削り」又は「碎片」と記載すること。ただし、「薄削り」の文字及びこれに付す括弧は省略することができる。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第2項第2号(工を除く。)及び同基準第4条の2第3項の規定にかかわらず、使用した原材料を原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次のアからウまでに規定するところにより記載すること。

(義務表示事項)

第3条 気密性のある容器に入れ、かつ、不活性ガスを充てんしたものの(以下「バック品」という。)にあっては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)がその容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、密封の方法とする。

2 圧搾煮干しを10%以上配合したものにあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、圧搾煮干し配合率とする。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名、密封の方法、圧搾煮干し配合率及び内容量の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア かつお削りぶしにあっては「かつお削りぶし」と、かつおぶし削りぶしにあっては「かつおぶし削りぶし」と、さば削りぶしにあっては「さば削りぶし」と、さばぶし削りぶしにあっては「さばぶし削りぶし」と、まぐろ削りぶしにあっては「まぐろ削りぶし」と、まぐろぶし削りぶしにあっては「まぐろぶし削りぶし」と、いわし削りぶしにあっては「いわし削りぶし」と、あじ削りぶしにあっては「あじ削りぶし」と、混合削りぶしにあっては「混合削りぶし」と、粉末削りぶしにあっては「粉末削りぶし」と記載すること。ただし、「かつお削りぶし」は「花かつお」と、「粉末削りぶし」は「だし用削りぶし」又は「ふりかけ用削りぶし」と記載することができる。

イ アに規定する削りぶし以外のものにあっては、次に定めるところにより記載すること。

(ア) かつお、さば又はまぐろの一魚種のふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものとかれぶしを削ったものを混合したものにあっては、当該魚種名を冠して「かつお削りぶし」等と記載すること。

(イ) かつお、さば及びまぐろ以外の魚類の一魚種のかれぶしを使用したものにあっては、当該魚種名を冠して「いわしぶし削りぶし」等と記載すること。

(ウ) かつお、さば及びまぐろ以外の魚類の一魚種のふし、煮干し又は圧搾煮干しを削ったものとかれぶしを削ったものとを混合したものと並びにかつお、さば、まぐろ、いわし及びあじ以外のふし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあっては、当該魚種名を冠して「さんま削りぶし」等と記載すること。

ウ 粉末削りぶし以外の削りぶしにあっては、アに規定する表示の文字の次に、括弧を付して、「薄削り」、「厚削り」、「糸削り」又は「碎片」と記載すること。ただし、「薄削り」の文字及びこれに付す括弧は省略することができる。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(工を除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次のアからウまでに規定するところにより記載すること。

ア 「かつお・ふし」、「さば・かれぶし」、「あじ・煮干し」、「さば・圧搾煮干し」等と、魚種名に「ふし」、「かれぶし」、「煮干し」又は「圧搾煮干し」の文字を併記した名称をもって記載すること。ただし、むろあじのみを使用した場合は、「あじ」を「むろあじ」と記載することができる。

イ 輸入品以外のかつお削りぶしにあっては、かつお・ふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては、国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができる。

ウ イの原産地を2以上記載する場合には、原材料に占める重量の割合の多い原産地の順に記載すること。

(3) 密封の方法

「不活性ガス充てん、気密容器入り」と記載すること。ただし、「不活性ガス」については、その固有の名称で記載することができる。

(4) 圧搾煮干し配合率

実配合率を下回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して記載すること。

(5) 内容量

2個以上が同一の容器に入れられ、又は同一の包装をされたものにあつては、加工食品品質表示基準第4条第2項第3号に規定するもののほか、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「Og x 袋」等と記載すること。

2 削りぶしについては、加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「義務表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第3項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、密封の方法、圧搾煮干し配合率、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。

3 かつお削りぶしとなる業務用加工食品にあっては、製造業者等は、かつおのふしの原産地について、次に定めるところにより表示すること。

ア 国産品にあっては、国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができる。

イ アの原産地を2以上記載する場合には、原材料に占める重量の割合の多い原産地の順に記載すること。

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 削りぶしについては、製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z 8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、前条第1項第1号に規定する名称の用語を表示しなければならない。ただし、商品名にこれらの用語を使用している場合又は混合削りぶしであつて商品名に混合したすべての魚種を使用している場合は、この限りでない。

（表示禁止事項）

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) パック品以外のもに表示する「パック」その他これと紛らわしい用語
- (2) 混合削りぶし及び粉末削りぶしにあっては、一部の魚種名を特に表示する用語
- (3) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

ア 「かつお・ふし」、「さば・かれぶし」、「あじ・煮干し」、「さば・圧搾煮干し」等と、魚種名に「ふし」、「かれぶし」、「煮干し」又は「圧搾煮干し」の文字を併記した名称をもって記載すること。ただし、むろあじのみを使用した場合は、「あじ」を「むろあじ」と記載することができる。

イ 輸入品以外のかつお削りぶしにあっては、かつお・ふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては、国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができる。

ウ イの原産地を2以上記載する場合には、原材料に占める重量の割合の多い原産地の順に記載すること。

(3) 密封の方法

「不活性ガス充てん、気密容器入り」と記載すること。ただし、「不活性ガス」については、その固有の名称で記載することができる。

(4) 圧搾煮干し配合率

実配合率を下回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して記載すること。

(5) 内容量

2個以上が同一の容器に入れられ、又は同一の包装をされたものにあつては、加工食品品質表示基準第4条第1項第3号に規定するもののほか、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「Og x 袋」等と記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「義務表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、密封の方法、圧搾煮干し配合率、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z 8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、前条第1項第1号に規定する名称の用語を表示しなければならない。ただし、商品名にこれらの用語を使用している場合又は混合削りぶしであつて商品名に混合したすべての魚種名を使用している場合は、この限りでない。

（表示禁止事項）

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) パック品以外のもに表示する「パック」その他これと紛らわしい用語
- (2) 混合削りぶし及び粉末削りぶしにあっては、一部の魚種名を特に表示する用語
- (3) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語